

令和7年度「ふる郷の木づかいプロジェクト」イベント開催業務委託

企画コンペ実施要領

1 業務内容

- | | |
|-----------|-------------------------------------|
| (1) 委託業務名 | 令和7年度「ふる郷の木づかいプロジェクト」
イベント開催業務委託 |
| (2) 業務内容 | 別添仕様書のとおり |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和7年12月22日まで |
| (4) 履行場所 | 佐賀市嘉瀬川河川敷 |
| (5) 契約上限額 | 4,202千円（消費税及び地方消費税額(10%)を含む） |

2 参加資格に関する事項

本件企画コンペに参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

〈単独事業者の場合〉

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

〈複数事業者による共同事業体の場合〉

- (1) 全ての構成員が上記〈単独事業者の場合〉の(1)から(5)までの条件を満たすこと。共同事業体と契約を行う場合は、共同事業体の全てを一括して契約の相手方とし、契約に関する責任は共同事業体の構成員全てが負うこととする。

- (2) 全ての構成員は、ほかの共同事業体の構成員ではないこと。また、単独で提案を行っていないこと。

3 実施スケジュール・提出書類等

(1) 募集開始

令和7年6月24日(火)から佐賀県ホームページに掲載する。

(2) 説明会の日時及び場所

ア 日時 令和7年6月30日(月)10時から

イ 場所 佐賀県庁新館地下1階 SAGACHIKA

※説明会への参加を希望する者は、「9 問い合わせ・提出先」に参加連絡を行うこと。なお、説明会への参加は企画コンペ参加の必須要件ではない。

(3) 質問等について

仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり提出すること。

ア 提出期限 令和7年7月9日(水)

イ 提出書類 業務委託質問書 様式第1号

ウ 提出場所 「9 問い合わせ・提出先」のとおり。

エ 提出方法 電子メール又はファックスによる。

※送信した際には、送信事故を防ぐため、送信確認の電話を行うこと。

オ 回答方法 令和7年7月11日(金)までに質問者へ回答するとともに、県ホームページに掲載する。

(4) 参加資格確認申請書の提出

本件企画コンペに参加を希望する者は、次のとおり参加資格の確認を受けること。

ア 提出期限 令和7年7月4日(金)17時まで

イ 提出書類

参加希望者は、「2 参加資格に関する事項」で定める参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

(ア) 参加資格確認申請書 様式第2-1号又は2-2号 1部

(イ) 共同事業体協定書 様式第2-3号 1部 ※共同事業体のみ

(ウ) 誓約書 様式第3号 1部

(エ) 法人に関する調書 様式第4号及び会社概要(パンフレット可) 1部

ウ 提出場所 「9 問い合わせ・提出先」のとおり。

エ 提出方法 持参又は郵送による。

※郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

オ 参加資格の確認結果 令和7年7月9日(水)までに通知する。

(5) 提案書及び添付資料の提出

参加資格の確認結果通知をもって参加資格を有すると認められた者は、次のとおり提案書を提出すること。

ア 提案書の内容は別紙のとおりとし、次の項目を明記すること。

(ア) 実施体制・スケジュール案(仕様書5の(1))

(イ) 集客効果を高めるための企画応募者提案イベント(仕様書5の(2)②)

(ウ) 広報計画(仕様書5の(3)①)

(エ) その他自由提案

イ 提出期限 令和7年7月23日(水)17時まで

ウ 提出書類

提出部数は7部(正本1部、副本6部)とする。

(ア) 業務委託申請書 様式第 5 号

(イ) 企画提案書 様式第 6 号 (すべての記載事項が含まれる場合、任意様式可)

(ウ) 見積書 様式第 7 号 (すべての記載事項が含まれる場合、任意様式可)

※見積書に記載する金額は、見積もった契約希望額 (消費税及び地方消費税額を含む金額) とする。

(エ) 直近 1 事業年度の実績報告書

エ 作成にあたっての注意事項

(ア) A 4 縦長左綴じ (ホチキス留め) A 4 版とすることが困難な場合は、A 4 サイズに織り込んで提出すること。

(イ) 提出後の提案書及び添付資料の変更、差し替え等は認めない。

(ウ) 提案書及び添付資料の記載事項は、原則として全て履行しなければならない。

オ 提出場所 「9 問い合わせ・提出先」のとおり。

カ 提出方法 持参又は郵送による。

※郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

(6) 結果の通知

提出された企画提案書等をもとに書面にて審査を行い、その結果について、令和 7 年 7 月 30 日 (水) までにすべての参加者に対し書面にて通知する予定。

4 審査方法について

- (1) 提出された申請書類を別途設置する審査委員会において、審査項目について公正な審議を行い、最優秀提案者を選定し、その者を契約交渉の相手方として特定する。ただし、評価が一定水準に達しない場合は、契約交渉の相手方として特定しない場合もある。
- (2) 審査において必要と認められる場合は、提案者に対し提案内容についての質問を行う場合がある。
- (3) 評価基準は別紙のとおりとする。
- (4) 提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は 0 点とする。
- (5) 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定め、申請が 1 業者の場合でも審査は実施する。

5 最優秀提案者の審査・選定について

- (1) 提出された企画提案所などを審査し、最も優れている参加者を最優秀提案者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。
- (2) 最優秀提案者となることのできる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た参加者の中から最優秀提案者を選定する。
- (3) 提出された申請書類を別途設置する審査委員会において、審査項目について公正な審議を行い、最優秀提案者を選定し、その者を契約交渉の相手方として特定する。ただし、評価が一定水準に達しない場合は、契約交渉の相手方として特定しない場合もある。なお、申請が 1 事業者の場合でも、審査は実施する。
- (4) 評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が 2 人以上あるときは、評価項目「2. 組織の経験・能力」が高い者を最優秀提案者とする。
- (5) 最優秀提案者と契約締結に至らなかった場合は、最低基準点以上の点数を得たもののうち、次順位の者を新たな最優秀提案者として手続を行う。最優秀提案者が契約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格

停止措置を受け又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者となった場合も同様とする。

6 契約締結について

- (1) 最優秀提案者は、収支等命令者から交付された契約書に記名押印し、決定通知を受けた日から 10 日以内に収支等命令者に提出しなければならない。ただし、収支等命令者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。
 - (2) 契約書は 2 通作成し、各自その 1 通を保有するものとする。
 - (3) 契約事項は、佐賀県財務規則（平成 4 年 3 月 31 日佐賀県規則第 35 号）に基づき執行する。
 - (4) 契約保証金
 - ア 契約締結の際に、契約金額の 100 分の 10 以上に相当する金額を納付すること。
 - イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第 116 条の規定に基づき、担保を供することができる。
 - ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。
 - (ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合
 - (イ) 国又は地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模(※)の契約を締結し、これらのうち過去 2 年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合
- ※同規模とは、実績の最終契約額が、契約上限額の 80%程度の場合

7 留意点

- (1) 提出された資料は返却しない。
- (2) 参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。
- (3) 本企画コンペの参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (4) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切に管理するものとする。

8 その他

- (1) 失格要件
 - 次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。
 - ア 参加する資格のない者が行った場合
 - イ 本件企画コンペ手続について不正行為を行なった場合
 - ウ 見積書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合
 - エ 1 人で 2 以上の提案をした場合
 - オ 代理人でその資格のない場合
 - カ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合
 - キ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合
 - ク 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

(2) 企画コンペ手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件企画コンペ手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

ア 参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行なうことができないとき。

9 問い合わせ・提出先

担当課 佐賀県農林水産部林業課林産担当
住所 〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1-1-59
電話番号 0952-25-7133
ファックス番号 0952-25-7283
電子メールアドレス ringyou@pref.saga.lg.jp